



毎月1〜7日は、“「い〜な」ふくおか・子ども週間”です。
個人、企業（職場）、地域などのできることに取り組んで、
子どもや子育てにやさしいまち“ふくおか”を目指しましょう！

◆令和7年9月作成

◆発行：福岡市こども未来局こども発達支援課

福岡市中央区天神1-8-1

電話 711-4178

FAX 733-5718

E-mail hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp

障がいのあるお子さん向け 子育てサポート ガイドブック



福岡市こども未来局

はじめに

このガイドブックでは、障がいのあるお子さんと、そのご家族のための相談窓口や支援制度をご紹介します。

お子さんの成長に応じてこのガイドブックを参考にさせていただくことで、少しでも保護者の皆さまのお役に立てることを願っています。

各相談窓口や支援制度の紹介ページには、より詳しい情報をご覧いただけるホームページの二次元コードも掲載していますので、あわせてご利用ください。

ガイドブック

子育て支援制度や障がい福祉制度については、以下のガイドブック・情報サイトでもご案内しています。

「福岡市子育て安心ガイド」



「福岡市の障がい福祉ガイド」



情報サイト

<https://kodomo.city.fukuoka.lg.jp/>



「ふくおか 子ども情報」



『障がい』の表記について

「障害」の表記について、「害」に否定的な意味があるため、「障害者」のように人に関連して使用する場合に、ひらがなで表記することにしておりますので、ご理解をお願いします。（団体名などの固有名詞や法令に基づく名称などは除きます。）



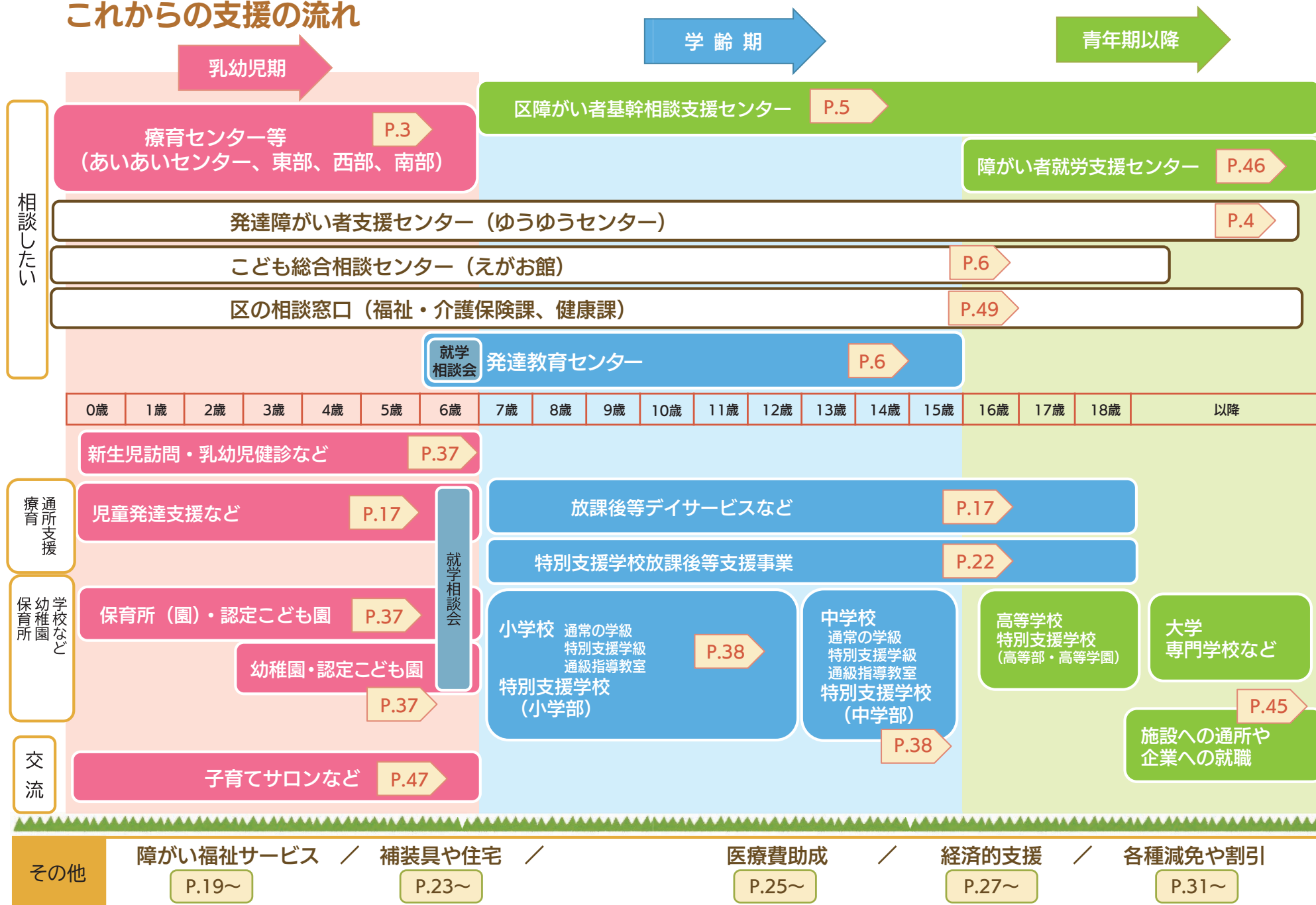
障がいのあるお子さん向け 子育てサポートガイドブック

- 1 年齢別支援制度一覧 乳幼児期から青年期までの大まかな流れ …… P.1
- 2 相談窓口 お子さんの発育や発達に不安を感じたら …… P.3
- 3 手帳の交付 どうして障がい者手帳が必要な？ …… P.8
- 4 受給者証を使ったサービスを利用するまでの流れ …… P.11
- 5 受給者証の交付により受けられるサービス …… P.17
- 6 その他の各種サービス …… P.21
- 7 補装具や住宅のこと 事前に確認して利用しよう …… P.23
- 8 医療費のこと 高額な医療費が心配です …… P.25
- 9 経済的な支援 さまざまな手当があります …… P.27
- 10 生活の中での免除や割引 意外と知られていない制度もあります …… P.31
- 11 ライフステージに合った支援について
この先、どんな道を進んでいくのだろう？ …… P.37
- 12 交流の場所 同じ境遇のご家族と話したい …… P.47

- このガイドは令和7年4月の情報を基に作成しています。
- 最新の情報は各ページの窓口にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

年齢別支援制度一覧

これからの支援の流れ



お子さんの発育や発達に不安を感じたら…

「なかなか首が座らない」

「視線が合わない」

「発語がない」「他の子どもと何か違う？」

そんな時はさまざまな相談機関を使って、不安や悩みを解消しましょう。

お子さんの可能性を伸ばすため、早く気づいてあげることが大切です。



相談窓口

障がいや発達の遅れに関する相談



療育センター等（対象：就学前）

ことばや運動の遅れ、聞こえや見え方が気になるお子さんに対して、医学的な診断と発達評価に基づいた適切な援助を専門の職員が行います。また、お子さんの状態に応じて小集団や個別での療育やリハビリを行っています。

お住まいの区を担当するセンターへご相談ください。

居住区	施設名・所在地	TEL	関連するホームページ
博多区北部、早良区北部、中央区、城南区	あいあいセンター 中央区長浜 1-2-8	721-1611	
東区	東部療育センター 東区青葉 4-1-1	410-8234	
早良区南部、西区	西部療育センター 西区内浜 1-5-54	883-7161	
博多区南部、南区	南部療育センター 博多区三筑 2-9-5	558-4860	

※博多区、早良区のエリア分け詳細はホームページをご参照ください。

※視覚障がい、聴覚障がいのご相談は、居住区に関わらずあいあいセンターへご相談ください。

【受付時間】平日 9:00～17:00

土日祝日および年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）

自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいのある方や、そのご家族・関係者などの総合的な相談窓口として、様々な相談に応じ、支援を行っています。



【問い合わせ先】TEL:753-7411 FAX:753-7412

【受付時間】平日 9:00～17:00

土日祝日および年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

あいあいセンター



西部療育センター



東部療育センター



ゆうゆうセンター



南部療育センター



区障がい者基幹相談支援センター

専門的知識と経験を有する専任コーディネーターが、障がい者本人やその家族からの地域生活全般にかかわる相談に応じ、保健・福祉・医療等サービス事業者との連携を密にして、本人に最も適した支援が受けられるようサービス調整などを行います。



【問い合わせ先】

名称	電話番号	FAX 番号	担当小学校区
1 東区第1	607-3651	607-3652	勝馬、西戸崎、志賀島、奈多、三苫、和白、美和台、和白東、香椎、香住丘
2 東区第2	692-2744	692-2745	香陵、千早、千早西、舞松原、若宮、青葉、多々良、八田、香椎下原、香椎東
3 東区第3	292-5604	292-5607	香椎浜、城浜、照葉、筥松、松島、名島、箱崎、東箱崎、馬出、照葉北、照葉はばたき
4 博多区第1	409-2478	409-2479	千代、博多、堅粕、東光、住吉、春住、東住吉、東吉塚、吉塚
5 博多区第2	589-6292	589-6293	月隈、東月隈、席田、板付、板付北、那珂、宮竹、弥生、三筑、那珂南
6 中央区	738-3314	738-3340	当仁、福浜、南当仁、舞鶴、赤坂、警固、高宮、春吉、草ケ江、笹丘、鳥飼、小笹、平尾
7 南区第1	559-1929	559-1931	塩原、玉川、筑紫丘、東若久、大池、若久、大楠、西高宮
8 南区第2	555-2461	555-2462	野多目、三宅、臼佐、高木、宮竹、横手、弥永、弥永西、鶴田、老司
9 南区第3	401-0016	401-0089	西花畑、東花畑、長住、長丘、西長住、柏原、花畑
10 城南区	874-7907	874-7910	城南、鳥飼、別府、金山、七隈、片江、南片江、堤、堤丘、西長住、田島、長尾
11 早良区第1	847-2764	847-2765	高取、室見、大原、小田部、原、原北、飯倉、飯倉中央、飯原、西新、百道、百道浜
12 早良区第2	707-7774	707-7784	有住、原西、有田、賀茂、入部、四箇田、内野、早良、脇山、田隈、田村、野芥
13 西区第1	885-5060	885-5065	愛宕、愛宕浜、小呂、能古、姪北、内浜、玄界、福重、姪浜、城原、西陵、石丸、下山門
14 西区第2	806-5259	834-2063	壱岐南、金武、今宿、今津、北崎、玄洋、壱岐、壱岐東、周船寺、元岡、西都、西都北

教育に関する相談

発達教育センター

学齢期の障がいのある児童生徒の就学相談や教育相談等を行っています。

こどもの障がい特性や発達上の悩み、学校での学習や友人関係での悩み、家庭でのかかわり方などご相談ください。

また、医療的ケアを希望する児童生徒の就学に関する相談も行います。次年度入学予定で配慮が必要なお子さんは、例年7月～9月頃実施される「就学相談会」にご参加ください。（事前申し込みが必要。）

【問い合わせ先】TEL:845-0015 FAX:845-0025

【受付時間】平日 9:00～16:30

土日祝日および年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。



子育てに関する相談

こども総合相談センター（えがお館）

こどもや保護者等を対象に、こどもに関する様々な問題に対して、保健、福祉、教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。



【電話相談（24時間対応）】

TEL:833-3000

（年末年始(12月29日午前8時から1月4日午前8時までを除く)）

こども家庭センター

各区こども家庭センター（保健福祉センター子育て支援課、地域保健福祉課、健康課）において、妊産婦、子育て中の保護者、子どもなどからの相談に応じ、サポートします。



相談内容	相談窓口
妊娠届出・母子健康手帳の交付 助産師等による妊娠・出産に関する相談	各区の健康課
保健師による家庭訪問、こどもの発育・発達に関する相談	各区の地域保健福祉課
保育所などに関する相談、こどもの養育に関する相談 子育て全般に関する相談、DVなど家庭の問題に関する相談 ひとり親家庭の自立に関する相談	各区の子育て支援課 各区の子育て支援課 (家庭児童相談室)

※相談窓口は、P49、P50を参照してください。

福岡市児童家庭支援センター

育児不安、発達や障がいに関する心配などの家庭からの子育てに関する相談を、臨床心理士などの資格を持つ相談員がお受けします。事前予約が必要です。



❀ SOS 子どもの村 TEL:737-8656

【利用時間】平日 17:00~20:00 土・日・祝日 10:00~17:00
毎週水曜日、年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです。

❀ はぐはぐ TEL:408-1985

【利用時間】平日 17:00~20:00 土・日・祝日 10:00~17:00
毎週火曜日、年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです。

❀ ちあふる TEL:612-2020

【利用時間】平日 17:00~20:00 土・日・祝日 10:00~17:00
毎週木曜日、年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです。

❀ SOS 子どもの村西部 TEL:707-7860

【利用時間】平日 17:00~20:00 土・日・祝日 10:00~17:00
毎週月曜日、年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです。

ユースサポート hub

不登校やひきこもり等、社会生活を営む上で困難な状況にある市内在住の若者（おおむね、15歳~39歳まで）とその家族などを支援するための相談機関です。



【問い合わせ先】 TEL:401-0318 FAX:401-0899

【利用時間】 火曜から土曜 10:00~18:00

日・月・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです。

手帳の交付

障がい者手帳を取得することで、等級や区分等に応じて、各種福祉サービスを受けることができます。内容によっては、所得制限などもありますので、詳しくは区の窓口にお尋ねください。お子さんのためだけでなく、保護者の負担が少しでも軽くなるように支援を受けながら育てていきましょう。

手帳の種類

障がい者手帳には、①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

手続きには、所定の診断書様式や必要なものがありますので、まずは区の窓口にご相談ください。

身体障害者手帳について

身体に障がいがある方（または保護者）からの申請により交付されます。



障がいの程度により、1級（重度）から6級（軽度）まで区分されます。

手帳の対象となる場合は、

①手や足などの肢体 ②視覚 ③聴覚または平衡機能 ③音声、言語またはしゃく ④内臓（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸、免疫機能、肝臓）の機能にあらわれる障がいです。

【手続きに必要なもの】

①身体障害者手帳交付等申請（届出）書

②身体障害者診断書・意見書

※診断書・意見書は所定の様式です。各区福祉・介護保険課で配布か福岡市ホームページにも掲載しています。

※診断書・意見書を作成できる医師は定められていますので、窓口でお尋ねください。

③本人の写真1枚

（縦4cm×横3cm、最近1年以内の胸から上・帽子を被ってないもの）

④個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）

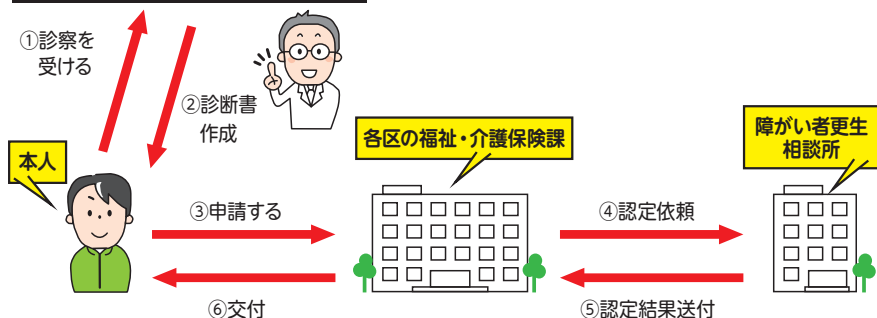
⑤本人または代理人の身元確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）

【窓 口】 各区の福祉・介護保険課（P49、50参照）

手続きの流れは次ページ

●身体障害者手帳が交付されるまで

身体障害者福祉法第15条指定医



療育手帳について

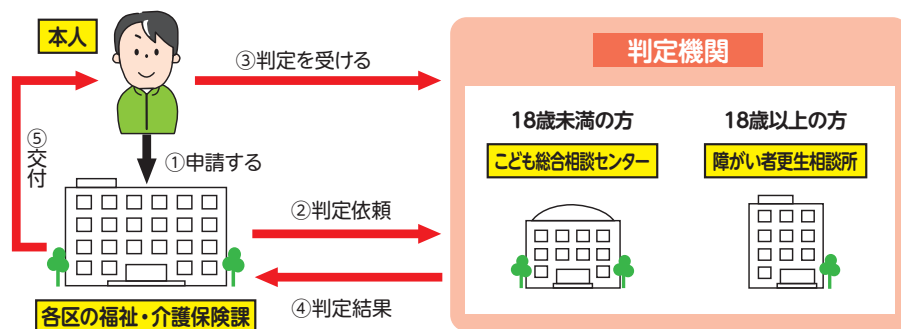
知的に障がいがある方(または保護者)からの申請により交付されます。障がいの程度により、A1(最重度)、A2(重度)、A3(身体障害者手帳1～3級と中度知的障がいとの重複)、B1(中度)、B2(軽度)があります。



【手続きに必要なもの】

- ①療育手帳交付等申請(届出)書
 - ②写真(縦4cm×横3cm、最近1年以内の胸から上・帽子を被っていないもの)
 - ③個人番号がわかるもの(個人番号カードなど)
 - ④本人または代理人の身元確認ができるもの(運転免許証、パスポート等)
- ※18歳以上の方は、医師意見等が必要な場合もありますのでお問い合わせください。
【窓口】 各区の福祉・介護保険課(P49、50 参照)

●療育手帳が交付されるまで



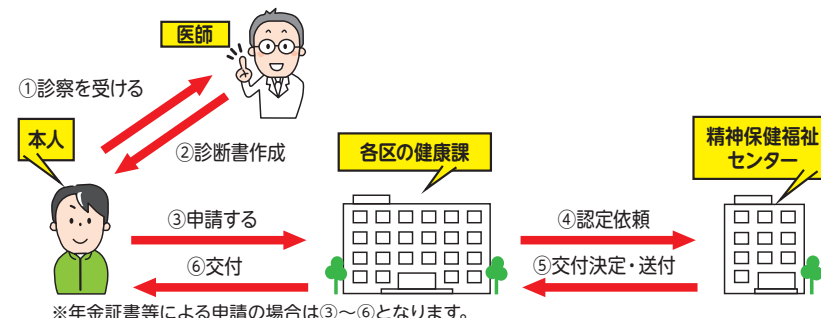
精神障害者保健福祉手帳について

精神に障がいがある方(または保護者)からの申請により交付されます。障がいの程度により、1級から3級までに区分されます。

【手続きに必要なもの】

- ①精神障害者保健福祉手帳交付等申請書
 - ②診断書(所定の様式、医師が記載)(又は、障害年金の年金証書の写し(精神障がいを支給事由とするもの)及び直近の年金払込通知書、年金照会の同意書)
 - ③写真(縦4cm×横3cm 最近1年以内の胸から上、帽子を被っていないもの)
 - ④個人番号がわかるもの(個人番号カードなど)
- 【窓口】 各区の健康課(P49、50 参照)

●精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで

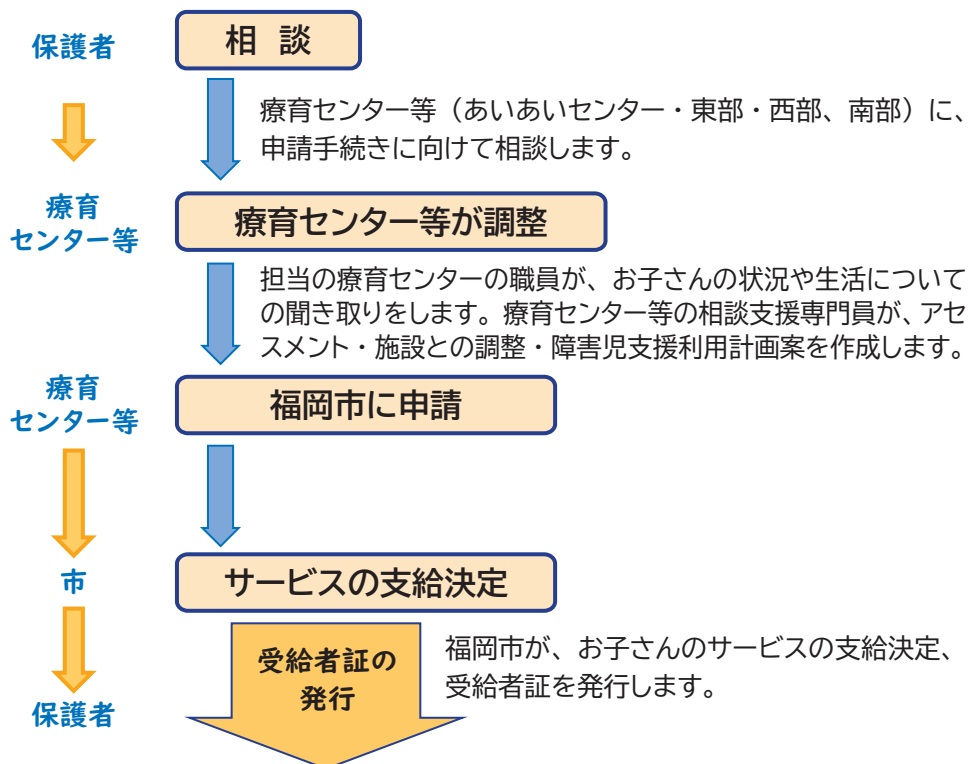


受給者証を使ったサービスを利用するまでの流れ

障がい児について、例えば児童発達支援センター等に、通所・入所し、療育や必要な保護を受けるためには、利用したい施設や事業所と契約を結ぶ前提として、その利用の資格決定を証するための「受給者証」の交付を受けることが必要です。福岡市の場合、交付決定までの主な流れは、年齢や希望するサービスにより、以下①～③のとおりです。

※区役所担当課は、精神・発達障がいについては健康課、身体・知的障がいについては福祉・介護保険課です。

①就学前児童 (児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援利用)



保護者



・療育センター等
・サービス提供事業者

サービス担当者会議



本人や家族、サービス提供事業者の担当者と、サービス内容などを話し合い、療育センター等の相談支援専門員が計画を作成します。
本人や家族の同意を得て、計画の内容を確定します。

サービスの利用開始

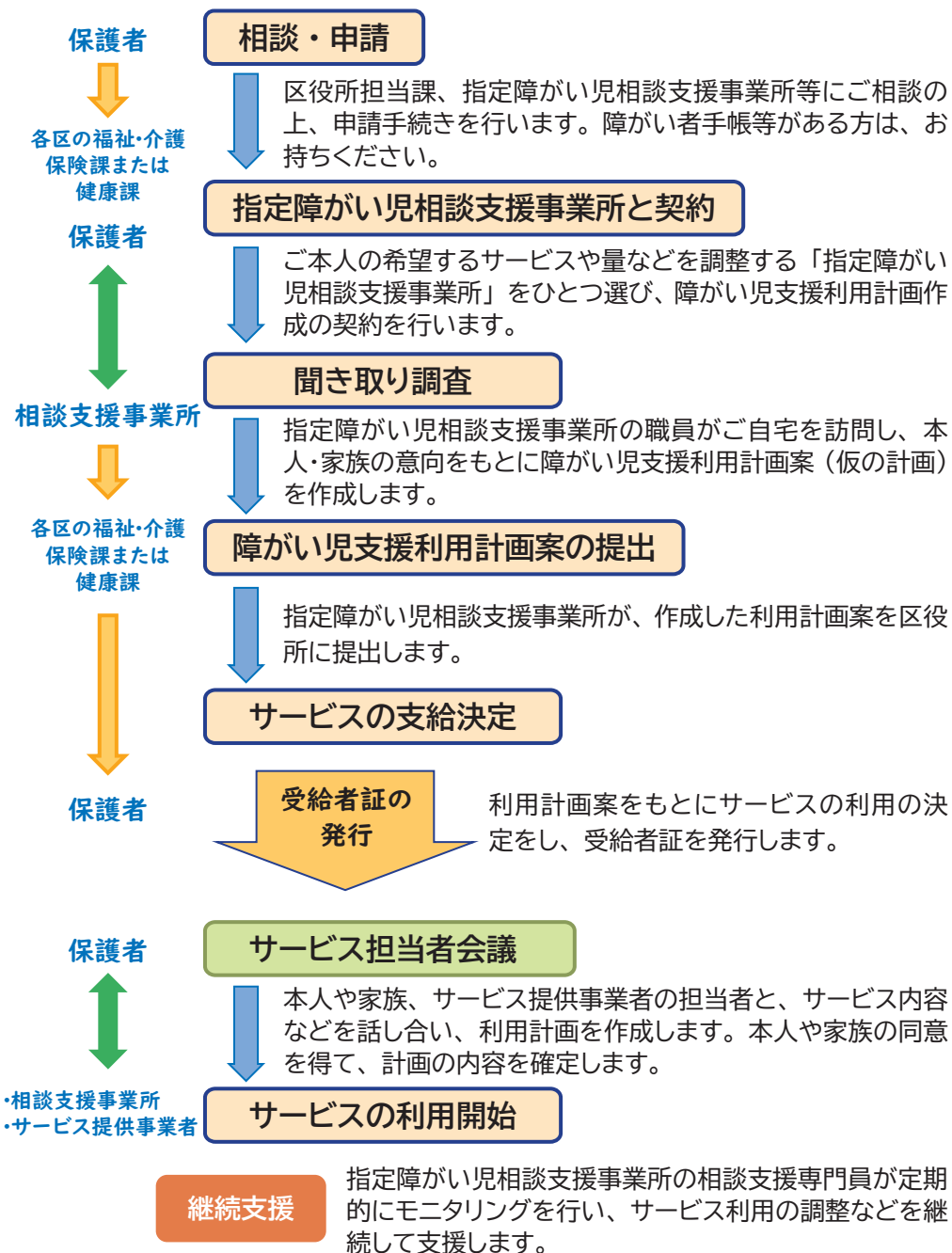
継続支援

相談支援専門員が定期的にモニタリングを行い、サービス利用の調整などを継続して支援します。



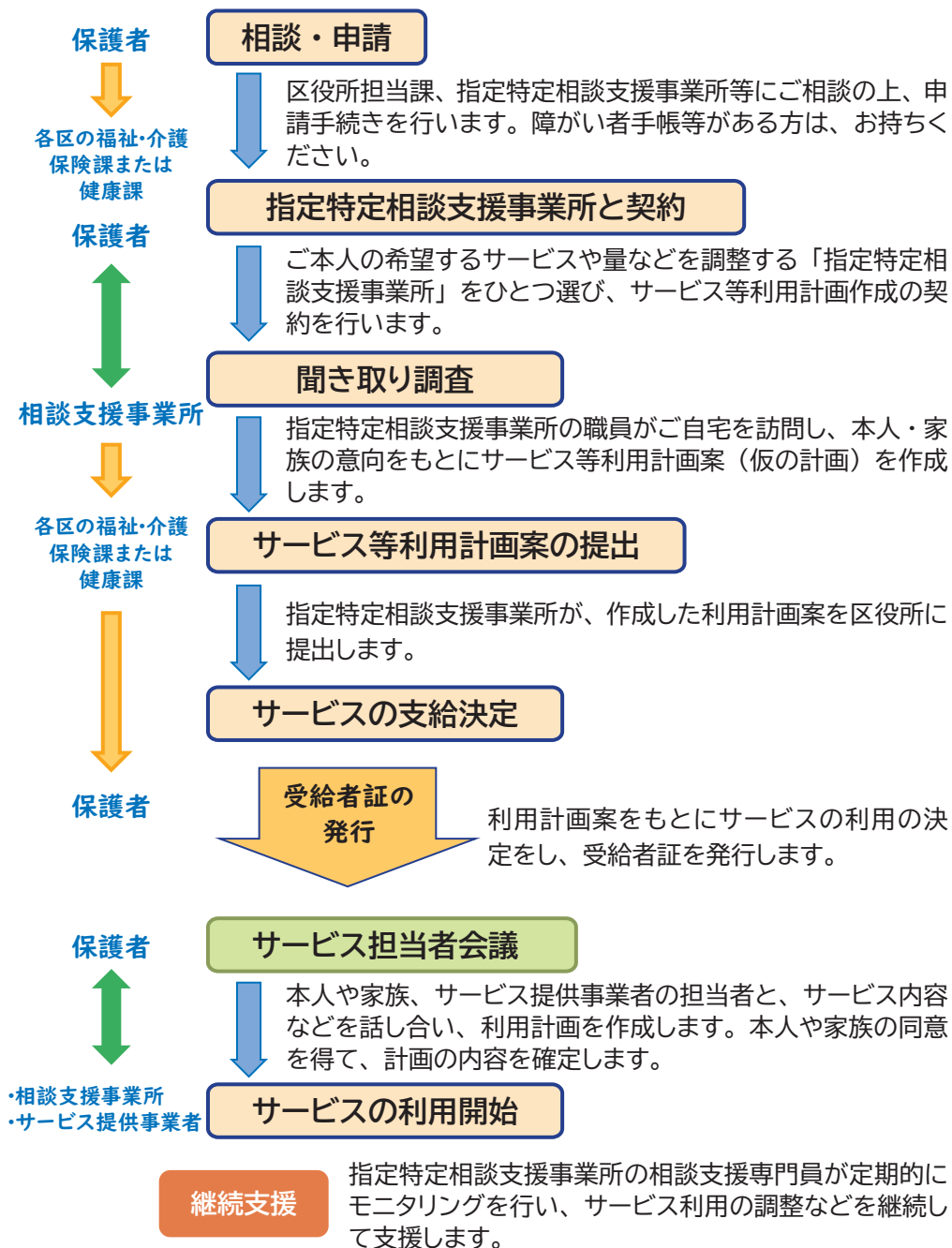
②就学児童

(放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援
・保育所等訪問支援利用)



③就学前児童及び就学児童

(居宅介護・短期入所・同行援護・行動援護・
日中一時支援・移動支援等)



受給者証の交付により受けられるサービス

サービス受給者証は、サービスの内容によって色が決まっています。

- 障がい児通所支援（藤色）
- 障がい福祉サービス（水色）
- 地域生活支援事業（緑色）



Ⅰ 障がい児通所支援（藤色の受給者証）

児童発達支援（児童発達支援センター等）

小学校入学前の障がい児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう必要な支援（並びに治療）等を行います。

居宅訪問型児童発達支援

訪問支援員が、児童発達支援等の支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得に必要な支援等を行います。

保育所等訪問支援

訪問支援員が障がい児が通う保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう必要な支援を行います。実施に当たっては、事前に保育所等の了解が必要です。

放課後等デイサービス

小学生～18歳の就学している障がい児が、授業の終了後または学校の休業日に通い、生活能力の向上や社会との交流促進のために必要な支援を行います。

障がい児通所支援施設

令和7年4月1日現在

（Ⅰ）児童発達支援（児童発達支援センター）

	施設名	所在地	電話番号	年齢
1	福岡市立東部療育センター	東区青葉 4-1-1	410-8234	1～5歳児
2	福岡東子ども発達センター・さくら園	東区雁ノ巣 1-6-10	692-5987	3～5歳児
3	福岡市立めばえ学園	博多区半道橋 1-17-1	474-0505	1～5歳児
4	児童発達支援センター joy ひこばえ	博多区上川端町 6-10	271-1588	3～5歳児
5	児童発達支援センター こだま	博多区井相田 2-2-10	558-1957	3～5歳児
6	福岡市立心身障がい福祉センター	中央区長浜 1-2-8	721-1611	1～5歳児(※)
7	しいのみ学園	南区井尻 1-37-12	572-7519	3～5歳児
8	ゆたか学園	城南区大字東油山 161-2	861-2990	3～5歳児
9	福岡市立西部療育センター	西区内浜 1-5-54	883-7161	1～5歳児
10	児童発達支援センター 野の花	西区今津 734-1	707-5003	3～5歳児
11	福岡市立南部療育センター	博多区三筑 2-9-5	558-4860	1～5歳児

※心身障がい福祉センターにおいて、知的障がい児は1～2歳が対象

（Ⅱ）児童発達支援センター以外の事業所

児童発達支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、放課後等デイサービス事業所の一覧については、福岡市のホームページをご参照ください。



2 障がい福祉サービス（水色の受給者証）



居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴、排せつ及び食事の介護などの支援を行います。

短期入所

在宅で障がい児・者を介護している人が、病気や事故、出産などにより、一時的に介護ができない場合、施設や病院で宿泊を伴った日常生活上の支援（入浴、排せつ、食事など）を行います。

同行援護

移動に著しい困難がある視覚障がいのある方に、外出時に同行し、移動の援護・必要な情報の提供等を行います。

行動援護

一人での行動が著しく困難な重度の知的障がいや精神障がいの方に、区役所や病院などへ外出する際に、ヘルパーによる移動の介護を行います。

受給者証で利用できるサービスの費用負担について

- ★障がい児の属する世帯の所得等に応じた利用者負担上限額があります。
ただし、利用者負担上限月額よりもその月のサービスに必要な費用の1割の方が低い場合は、低い方の額が負担額となります。
※生活保護世帯もしくは市民税非課税世帯は無償です。

3 地域生活支援事業（緑色の受給者証）



移動支援

一人での外出が困難な障がい児・者が、区役所や病院などへ外出する際に、ヘルパーによる移動支援を行います。

日中一時支援（日中預かり）

在宅で障がい児を介護している人が、病気、事故、出産などにより、一時的に介護できない場合に、施設や病院で日帰りで日常生活上の支援を行います。

重度障がい者入院時コミュニケーション支援

意思疎通が困難な重度の障がい児・者が医療機関に入院した場合、コミュニケーション支援員を派遣し、医療従事者とのスムーズな意思疎通の支援を行います。

利用者負担の軽減について

- ★障がい福祉サービス利用料の軽減（※）【福岡市の独自制度】
障がい児が利用するサービスの利用者負担額が、保護者の収入に関係なく、軽減されます。
 - ★未就学児 → 無償化（利用者の負担はありません）
 - ★学 齢 児 → 毎月の負担上限額を3,000円
- ※市民税非課税世帯・生活保護世帯については、無償
- ※複数サービスを利用し、上限3,000円を超えて負担した場合は、高額障がい福祉サービス費として払い戻しを受けることができますので、各区の福祉・介護保険課（または健康課）へご相談ください。

その他の各種サービス

ここに記載されている内容は、サービスの概要となります。
利用の要件など、詳細については各問い合わせ先へお尋ねください。

特別支援保育事業（さぽーと保育）

障がいや発達の遅れのあるお子さん、医療的ケアを必要とするお子さんなど、特別な支援が必要なお子さんが、保育所等で、他のお子さんたちとの生活を通して共に成長できるよう支援を行います。



【問い合わせ先】 こども未来局保育支援課（TEL:711-4596）
または各区の子育て支援課（P49、50 参照）

幼稚園等看護師派遣事業

医療的ケアを必要とするお子さんが、幼稚園などを利用できるように、訪問看護ステーションの看護師が幼稚園などでお子さんの医療的ケアを実施することへの支援を行います。



【問い合わせ先】 こども未来局運営支援課（TEL:711-4245）

居宅訪問型保育事業

保護者の就労等により保育が必要なお子さんで、重度の障がいや高度な医療的ケアが必要なため、保育所の利用が難しいお子さんを対象とし、認可を受けた事業所がお子さんの自宅で保育を行います。

【問い合わせ先】 こども未来局保育支援課（TEL:711-4596）

特別支援学校放課後等支援事業

市内に居住し、市立の特別支援学校（博多高等学園・清水高等学園・城浜高等学園を除く）に通う児童・生徒への放課後等の活動の場を提供し、保護者の就労とレスパイト（休息）のため、放課後や土曜・長期休暇中にお子さんの預かりを行います。

【問い合わせ先】 こども未来局こども発達支援課（TEL:711-4178）

医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減のため、医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供します。



※事前に利用登録が必要です。

【問い合わせ先】 こども未来局こども発達支援課（TEL:711-4178）

医療的ケア児等コーディネーター

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っています。



相談支援専門員、看護師等、それぞれの立場で事業所等に所属している医療的ケア児等コーディネーターにご相談ください。

【問い合わせ先】 こども未来局こども発達支援課（TEL:711-4178）



補装具や住宅のこと

障がい児の日常生活に必要な装具や用具などを購入する際や、日常生活がしやすいように住宅を改造する際に、その費用を助成します。

詳細は福岡市
ホームページ



補装具費の支給

障がいによって失われたり、低下したりした身体機能を補うための補装具の購入・借受け・修理にかかる費用の支給を行います。

※障がいの程度や所得に応じて助成の制限があります。

必ず事前にご相談ください。

※手続きは、購入前（修理前）に行ってください。

【対象者】身体障害者手帳を持っている人、
障がい福祉サービス等の対象となる難病の人

【補装具種目】

視覚障がい・・・視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡、
コンタクトレンズ

聴覚障がい・・・補聴器、人工内耳

肢体不自由等・・・義肢、装具、車いす、歩行器、歩行補助つえ、
姿勢保持装置など

【費用負担】本人の負担は原則、費用の1割です。

【問い合わせ先】 各区の福祉・介護保険課（P49、50 参照）

治療用装具について

治療のために必要な装具（治療用装具）は、この制度とは異なります。
治療用装具の場合は、請求金額を病院で払ったあとに、健康保険が適用される分の払い戻しを受けることができます。

詳しくは、**加入している健康保険の担当部署へ**お問い合わせください。

日常生活用具の給付

障がい児の日常生活をしやすいするために、日常生活用具の給付を行います。

※障がいの程度や所得に応じて助成の制限があります。

必ず事前にご相談ください。

※手続きは、購入前に行ってください。



【対象者】身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人、
障がい福祉サービス等の対象となる難病の人

【日常生活用具種目】

視覚障がい・・・ポータブルレコーダー、拡大読書器、時計など

聴覚障がい・・・通信装置、情報受信装置、屋内信号装置など

肢体不自由・・・特殊寝台、つえ、入浴補助用具など

内部障がい・・・ネブライザー、たん吸引器、紙おむつなど

知的障がい・・・頭部保護帽など

対象となる費目は、障がいの内容及び程度により決まっています。
詳しいことは窓口へお問合せください。

【費用負担】本人の負担は原則、費用の1割です。

【問い合わせ先】 各区の福祉・介護保険課
（精神障がい者は各区の健康課）（P49、50 参照）

障がい者等住宅改造助成

住宅を障がい児・者向けに使いやすく改造する際、工事費を助成します。
助成額は、世帯の所得や障がい状況により異なります。

また、助成対象となる工事は、障がい状況により異なります。

※住宅改造助成を受けるには、事前に協議が必要となりますので、
必ず工事する前に、ご相談ください。

【問い合わせ先】 相談：福岡市住宅改造相談センター

TEL:731-3511 FAX:731-5361

申請：各区の福祉・介護保険課（P49、50 参照）

医療費のこと

お子さんの状況や、所得によって受けられないもの、重複して利用できないものもあります。
詳しくは、問い合わせ先へお尋ねください。

事業名	対象・内容	問い合わせ先
子ども医療費助成	市内にお住まいの健康保険に加入している高校生世代までのお子さんに対し、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額の一部を助成します。 ※「高校生世代まで」・・・18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで ※保護者の所得制限はありません。 ※小学生以上高校生世代まででひとり親家庭等医療費の助成が受けられる場合や、3歳以上で重度障がい者医療費の助成が受けられる場合は、そちらが優先となります。	各区の保険年金課 入部出張所 西部出張所 (P49、50 参照) 
重度障がい者医療費助成	市内にお住まいで、健康保険に加入しており、次の①から③のいずれかをお持ちの方を対象に、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を全額助成します。 ①身体障害者手帳1級または2級 ②療育手帳重度(A)判定 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※所得による制限があります。 ※対象とならない場合がありますので、詳細は窓口にお尋ねください。	各区の保険年金課 入部出張所 西部出張所 (P49、50 参照) 
未熟児養育医療	体重2,000グラム以下での出生や身体の機能が未熟のままでの出生で、指定医療機関での入院が必要な未熟児の健康保険の自己負担分について、医療の給付を受けることができます。	各区の健康課 (P49、50 参照) 
小児慢性特定疾病医療費助成事業	18歳未満の児童が、次に該当するような慢性の病気にかかった場合、その治療のための医療費の自己負担分の一部を助成します。 【慢性の病気】悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患 ※本事業の対象となる疾患かどうかは、主治医にご相談ください。 ※18歳を過ぎても引き続き治療が必要な場合は20歳未満まで延長することができます。	各区の健康課 (P49、50 参照) 
特定医療費(指定難病)助成	国が指定する難病に罹患し、認定基準を満たした人で、その治療のための医療費を保険診療の範囲内で自己負担分の一部を助成します。 ※小児慢性特定疾病医療費助成事業で助成される医療費は、特定医療費(指定難病)助成の対象外です。	各区の健康課 (P49、50 参照) 
自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある18歳未満の児童で、手術等により障がいが軽減されると医師が判断した場合に、費用の一部を公費で負担します。 ※事前に申請が必要です。 ※助成の対象は、指定自立支援医療機関のみとなります。 ※加入している健康保険や所得の状況により上限額があります。	各区の健康課 (P49、50 参照) 
自立支援医療(精神通院医療)	精神障がい(てんかん含む)のため、継続的な通院医療を必要とする人で、指定自立支援医療機関に通院する場合に、費用の一部を公費で負担します。 ※所得等に応じた上限額があります。	各区の健康課 (P49、50 参照) 

事業名	対象・内容	問い合わせ先
自立支援医療 (更生医療)	身体障害者手帳を持っている18歳以上の人で、手術等により障がい部位の機能が改善される見込みがあると医師が判断した場合に、費用の一部を公費で負担します。 ※手術・治療例：血液透析、心臓手術、関節手術など ※事前申請が必要です。 ※加入している健康保険や所得の状況により上限額があります。	各区の福祉・介護保険課 (P49、50 参照) 
障がい児等 (すこやか) 歯科 健診	市内にお住まいで、未就学(0歳～6歳)のお子さんと次のいずれかに該当する場合に、歯科健診を実施しています。(1年度に1回無料受診。) ①児童発達支援センターで、療育や経過観察している、もしくは通園している。 ②身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている。 ③保育所等でさば～と保育を受けている。 ※手続きは、健診を実施する医療機関に直接ご予約ください(福岡市ホームページで医療機関のご案内をしています。)	保健医療局 口腔保健支援センター TEL:711-4396 

経済的な支援

お子さんやご家族を支援するための手当や年金があります。
お住いの区の窓口で相談して、活用しましょう。

事業名	対象・内容	所得制限	手当額	問い合わせ先
手 当	児童手当 家庭等における生活の安定や次代の社会を担う児童の健やかな成長のために、高校生(年代)まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。 ※児童手当の支給は、原則、認定請求をした日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する月分までとなります。遡って手当を受けることができませんので、出生や転入の翌日から15日以内に手続きを行ってください。 ※手当は、偶数月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)にそれぞれ前月分までが支給されます。 ※公務員の方は勤務先での手続きとなります。	あり	・3歳未満(第1子・第2子) 15,000円/月 ・3歳～高校生(年代)(第1子・第2子) 10,000円/月 ・0歳～高校生(年代)(第3子以降) 30,000円/月	各区の子育て支援課 (P49、50 参照) 
	児童扶養手当 ひとり親家庭等の生活の安定や自立を促進するために、支給要件に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人、障がい児については20歳未満)を監護している父または母、又は母(父)に代わってその児童を養育している人に支給されます。父または母が一定の障がいの状態にある場合も支給されます。 ※支給要件や支給要件に該当していても対象とならない場合がありますので、詳細は窓口へお問い合わせください。	あり	【全額支給】 46,690円/月 【一部支給】 11,010円から46,680円/月 ※児童が複数の場合は加算あり ※所得に応じて、 全額または一部支給となります。	各区の子育て支援課 (P49、50 参照) 
	特別児童扶養手当 20歳未満で、身体または精神に、法令で定める程度以上の障がいのある児童の福祉の増進のため、その児童を監護・養育している人に支給します。 ※児童福祉施設等に入所している場合は対象外。	あり	重度障がい児 56,800円/月 中度障がい児 37,830円/月	各区の子育て支援課 (P49、50 参照) 

事業名		対象・内容	所得制限	手当額	問い合わせ先
手 当	障害児福祉手当	20歳未満で、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障がい児に対して支給します。 ※児童が児童福祉施設等に入所している場合や他の公的年金を受給している場合は対象外。 ※該当する障がいの程度など、詳細は窓口へお問い合わせください。	あり	16,100円／月	各区の福祉・介護保険課 (P49、50 参照) 
	重度心身障がい者福祉手当	重度の心身障がい児・者の福祉増進のため、福岡市独自の制度です。 9月1日から11月30日までの間、継続して次の要件の全てに該当する方に支給します。 ①身体障害者手帳1級又は療育手帳A1・A2を所持する方。 もしくは、判定機関において、知的障がいの程度が重度と判定された方。 ②市内に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている方。 ※毎年受付期間（9月1日から10月31日）内に手続きが必要。 ※支給は毎年12月。	なし	在 宅 者：20,000円（年額） 施設入所者：15,000円（年額）	各区の福祉・介護保険課 (P49、50 参照) 
	特別障害者手当	20歳以上で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度の障がい者に対して支給します。 ※本人が施設に入所している場合、継続して3か月以上入院している場合は対象外。 ※該当する障がい程度など、詳細は窓口へお問い合わせください。	あり	29,590円／月	各区の福祉・介護保険課 (P49、50 参照) 
年 金 な ど	障害基礎年金 (国民年金)	病気またはケガで国民年金法に定められた障がいの状態になった場合に受けられる年金です。 ※障害の原因となった病気やけがの初診日の時期や国民年金の保険料納付済期間等の受給要件がありますので詳細は窓口にお問い合わせください。		1級：86,635円／月【86,385円／月】 2級：69,308円／月【69,108円／月】 ※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方。 ※この等級は障害者手帳の等級と異なります。	各区の保険年金課 入部出張所 西部出張所 (P49、50 参照)
	心身障害者 扶養共済制度	心身に障がいのある人を扶養している保護者が加入者となり、一定の保険料掛金を納め、加入者が死亡又は重度障がい者となった時に、心身に障がいのある人に年金を支給し、保護者亡き後等の生活の安定を図ります。 ※任意加入。障がい者1人につき2口まで加入できます。 ※加入者は65歳未満の保護者でかつ生命保険契約の締結できる人 ※対象者は身体障害者手帳3級以上、知的、精神障がいのある人等で自活が困難な人 ※掛金額は保護者の加入時の年齢により、 9,300円～23,300円／月（1口加入の場合）		【給付金】 20,000円／月（加入1口あたり） ※加入者の生存中に障がいのある人が亡くなられた場合に支給される弔慰金や、5年以上加入した後、加入者からの申し出により脱退した場合に支給される脱退一時金があります。	各区の福祉・介護保険課 (P49、50 参照)
	産科医療補償制度	お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合にお子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。 ※申請できる期間は、お子さんの満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで。 ※補償の対象は、産科医療補償制度ホームページにてご確認ください。		総額 3,000万円	産科医療補償制度 専用コールセンター TEL:0120-330-637 

生活の中での免除や割引

手帳の交付を受けることで、税金の減免や、交通機関の利用が助成されることがあります。

手帳は常に持ち歩き、さまざまな制度にご活用ください。

内 容		対 象	問い合わせ先
税金など	所得税の控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている場合には控除の適用ができます。 ※確定申告または年末調整の際にお手続きください。	博多税務署 TEL:641-8131 香椎税務署 TEL:661-1031 福岡税務署 TEL:771-1151 西福岡税務署 TEL:843-6211 
	市県民税の控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合には控除の適用ができます。 ※所得税において障害者控除の適用がある場合は、お手続きは不要です。	各区の課税課市民税係 (P49、50 参照) 
	自動車（軽自動車）税の減免	身体障がい者等のために使用する自動車（軽自動車）については、申請により税が減免される場合があります。ただし、自動車税（種別割）で減免を受けた方は、軽自動車税（種別割）では減免を受けることができません。 ※減免の適用については、障がいの等級、車両の所有者、使用状況など一定の基準がありますので、詳しくは窓口までお問合せください。	●自動車税（種別割・環境性能） 軽自動車税（環境性能割）・・・県税事務所 東福岡県税事務所 TEL:641-0201 博多県税事務所 TEL:260-6001 西福岡県税事務所 TEL:735-6141 ●軽自動車税（種別割）（原付等の二輪を含む） 財政局資産課税課 TEL:292-1604 
	NHK 放送受信料	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、世帯構成員全員が市町村民税非課税などの要件に該当する場合、全額免除または半額免除となります。 ※所得制限、障がいの程度等の免除適用要件がありますので、詳細は窓口にお尋ねください。 ※手続きは、各区の福祉介護保険課（精神障がいの場合は健康課）となります。	NHK 放送受信料窓口 TEL:0570-077-077 NHK オンラインサービス https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ 
	在宅酸素療法者に対する電気料助成事業	市内に居住し、住民基本台帳に記録されており、在宅で酸素療法を行い、酸素濃縮器を使用し、身体障害者手帳を持っている人に対して、酸素濃縮器の使用にかかる電気料金の一部を助成します。 ※所得制限があります。詳細は窓口にお尋ねください。 ※申請期間は1月4日～31日、支給は3月となります。 ※助成額：2,000 円／月	各区の福祉・介護保険課 (P49、50 参照)
外出の支援	「ふくおか・まごころ駐車場」制度	障がいがある方や高齢者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、安全かつ安心して商業施設や公共施設等を利用できるように支援します。 ※利用する場合は、利用証が必要です。 ※障がいの程度等により対象とならない場合もありますので、詳細はホームページをご覧ください。	身体・知的障がい者・高齢者・けが人 ・・・各区の福祉・介護保険課 精神障がい者・難病者・妊産婦 ・・・各区の健康課 (P49、50 参照) 
	駐車禁止除外指定車標章	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、対象となる障がい区分（等級等）に該当する場合、駐車禁止場所（公安委員会が、道路標識等により駐車禁止の交通規制をしている場所）に他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。 ※使用する際は、除外標章の掲出が必要です。 ※申請等の詳細については、窓口にお尋ねください。	申請者の住所地を管轄する警察署（交通課）または 福岡県警察本部交通規制課 許可第二係 TEL:641-4141（代表） 

内 容		対 象	問い合わせ先
外出の支援	市営駐車場等及び市庁舎駐車場の利用料金の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当受給者証を提示すると割引を受けることができます。 【対象となる駐車場】 ・市営千早駅前駐車場、築港駐車場、大橋駐車場、天神中央公園駐車場、川端地下駐車場、市庁舎駐車場 ※ご利用の際は、前もって、各駐車場にご確認ください。	市営駐車場等及び市庁舎駐車場の窓口（P 50 参照）
	福祉乗車券・福祉乗車証の交付	身体障害者手帳（Ⅰ～Ⅲ級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（Ⅰ級）等を所持する人に対して、交通機関の乗車券等を交付します。 ※所得制限があります。 ※福祉乗車券は、申請月により助成金額が変わります。 ※福祉乗車券と福祉乗車証の併給は不可。 ※詳細は、窓口へお問い合わせください。	各区の福祉・介護保険課 （精神障がい者は各区の健康課）（P49、50 参照） または 福祉乗車券等郵送受付センター TEL:0120-368-300 FAX:0120-368-350 （平日の 9:00 ～ 17:00） 
	福祉タクシー料金の助成	在宅の重度心身障がい児・者がタクシーを利用する際に、そのタクシーの一部を助成します。 ※施設に入所している方及び入院中の方は対象外。 ※所得制限あり。 ※対象となる障がいの程度など、詳細は窓口へお問合せください。	区の福祉・介護保険課 （精神障がいの者は健康課） （P 49、50 参照） 
	タクシー料金のⅠ割引制度	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が、タクシーを利用するときに、料金のⅠ割を割引します。 ※事業者によっては、割引が適用されない場合があります。 ※乗車の際に、手帳を提示してください。	福岡市タクシー協会 TEL:434-5100 FAX:434-5123 
	福岡市地下鉄料金の割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを所持している方や介護者が、福岡市地下鉄を利用する場合、乗車料金の一部が割引となります。 ※介護者が割引の対象となる要件等、詳細は窓口へお問い合わせください。 ※小児については、小児料金の半額となります。（普通乗車券及びタッチ決済機能付クレジットカードでの乗車に限る） ※事前登録を行った「小児はやかけん」で福岡市地下鉄を利用された場合に、一旦小児料金をお支払いいただくことで、利用の翌月 10 日に割引料金との差額を「はやかけんポイント」として付与する、障がい児向け「小児はやかけん」ポイント制度を実施しています。	福岡市地下鉄 お客様サービスセンター TEL:734-7800 FAX:721-0754 
	市営渡船運賃の割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方や介護者が、市営渡船を利用する場合に、乗船運賃の全額または一部が割引となります。 ※介護者が割引の対象となる要件等、詳細は窓口へお問合せください。	博多旅客待合所 TEL:291-1084 FAX:281-5329 姪浜旅客待合所 TEL:881-8709 FAX:891-5201 

内 容		対 象	問い合わせ先
外出の支援	各交通機関 ・ JR 九州（鉄道） ・ JR 九州バス ・ 西鉄電車 ・ 西鉄バス ・ 昭和バス ・ 航空	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方や介護者が、各交通機関を利用する場合に、運賃が割引となる場合があります。 ※交通運賃の割引は、各々の会社の定めに基づき実施されています。 ※対象となる手帳の種類や障がいの程度、割引率、介護者が割引の対象となる要件等、詳細は、各交通機関の窓口へお問い合わせください。	JR 九州（鉄道）・・・JR 九州案内センター TEL:0570-04-1717 JR 九州バス・・・JR 九州バス博多支店 TEL:641-0500 JR 九州バス本社 TEL:642-8121 (月～金 9:00～18:00) 西鉄電車 / バス・・・西鉄お客さまセンター TEL:050-3616-2150 TEL:0570-00-1010 昭和バス・・・昭和自動車 TEL:0955-74-1114 航空・・・各航空会社
	有料道路	身体障害者手帳、療育手帳の A を所持する人で、本人が運転する場合又は障がい者ご本人以外が運転（重度の障がい者ご本人が乗車）する場合に、有料道路の割引を受けることができます。 ※有料道路の割引は各道路管理者の定めに基づき実施されています。割引の詳細などは、各道路管理者へお問合せください。 ※事前に申請手続きが必要です。申請手続きは、利用者の利便性を高めるため、各区福祉・介護保険課で行っています。	【割引等について】各道路管理者 【手続きについて】区の福祉・介護保険課（P 49、50 参照）

利用の際は、各社にご確認を

交通運賃等の割引は、各々の会社の定めにより実施されています。割引率に関わらない最低運賃の規定や、乳児・幼児が利用する際の割引規定等、詳細については各駅・バスセンター等の窓口や乗務員にご確認ください。

ここでは、福岡市内にお住いの人が利用する頻度が高い交通機関やサービスをご紹介します。ここに記載されていない交通機関（例：甘木鉄道・堀川バス・九州産交バス等）においても割引等を実施していますので、ご利用の際に窓口や乗務員にお尋ねください。

ライフステージに合った支援について

乳幼児期

新生児訪問



乳幼児健診



✿ 新生児訪問・乳幼児健診など

発達に心配があるときは、いつでもご相談ください。

相談してみることで、さまざまな気づきや学びがあります。専門家に様子をみてもらうことで適切なアドバイスがもらえます。

こどもの発達不安だけでなく、親の育児不安など、様々な子育ての悩みや心配を相談できます。

✿ 療育における支援

児童発達支援センターや児童発達支援事業所などでは、それぞれ子どものためのカリキュラムを組み立てています。さまざまな取組を行い、子どもの発達を促します。

✿ 保育所（園）・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部

「保育所（園）・幼稚園・認定こども園」では、お子さんの状況に応じた支援等を受けることができます。園によって条件が異なるので、各園に確認してください。

また、福岡市内の「特別支援学校幼稚部」は福岡聴覚特別支援学校のみで、聴覚障がいのお子さんが通っています。

学 齢 期

✿ 小・中学校、特別支援学校における支援

小・中学校には、通常の学級に在籍し、週に1回程度の個のニーズに合わせた指導を行う通級指導教室や個に配慮した学習支援を行う特別支援学級があります。特別支援学級では、8人までが1学級で1人の担任が指導します。子どもの状況に応じて交流及び共同学習を行い、通常の学級の友だちと一緒に学習する機会もあります。

特別支援学校では、生活面を含めた個に配慮した学習支援を行っています。特別支援学校ではふくせき制度（※）を利用して居住地の学校と交流及び共同学習を行うことができます。

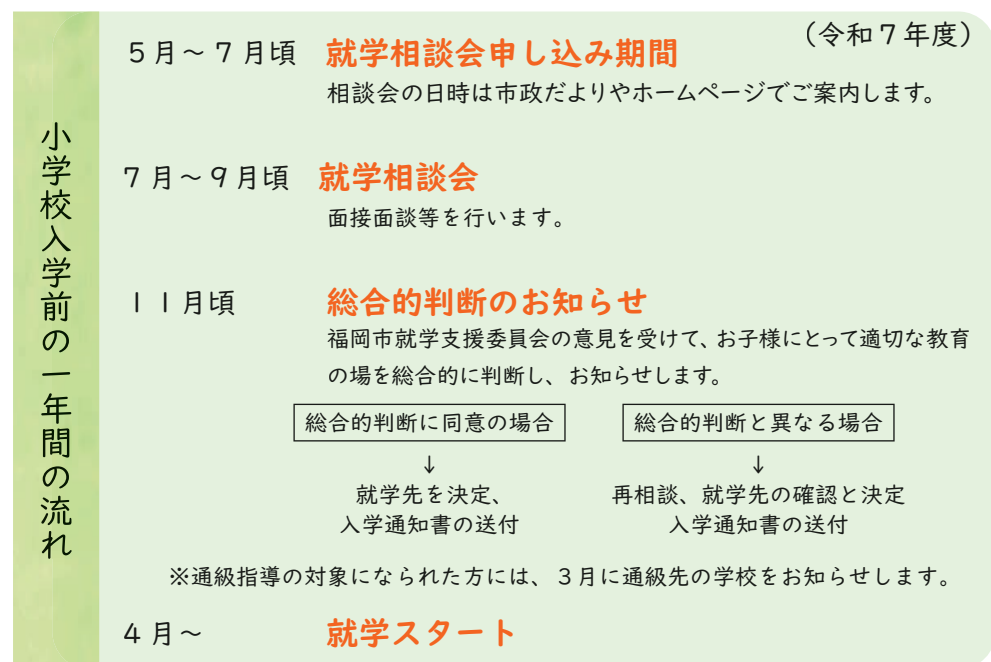
※ふくせき制度とは・・・特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域とのつながりを深めるため、居住する地域の小・中学校に副次的に籍を置き、交流することです。



小学校等へ入学を迎える前まで

福岡市教育委員会では、障がいのある子どもがよりよい学校教育を受けられるために、また、子どもの就学場について悩みをお持ちの保護者のために、就学相談会を開きます。

大学教授、医師、福祉機関の職員、学校の教員など、障がいのある子どもの教育に深い見識を持った専門家が相談に応じます。就学相談会実施後、福岡市教育委員会から、よりよい就学場についての総合的判断をお伝えします。



【お問い合わせ】発達教育センター

7810-0065

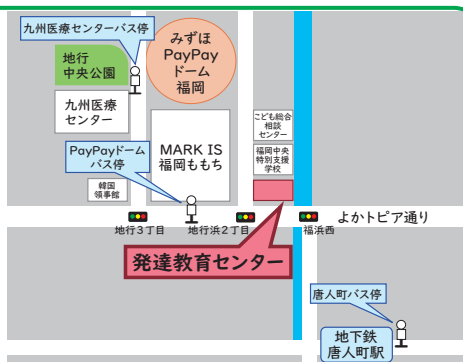
福岡市中央区地行浜2丁目1番6号

TEL 092-845-0015

FAX 092-845-0025

よかトピア通り PayPayドーム近く

- 西鉄バス「PayPay ドーム」下車徒歩 3 分
- 地下鉄「唐人町駅」下車徒歩 10 分



福岡市で行われている特別支援教育

通級指導教室

各教科等の指導は主として通常の学級で行いながら、１週間に１回程度、通級指導教室で個に応じた特別の指導(自立活動を中心とした指導)を行います。

対象者 情緒障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、
難聴・言語障がい等

通級指導教室一覽

【令和 7 年 4 月 1 日現在】

情緒障がい・LD・ADHD等	小	東区	香椎、馬出、城浜、奈多、照葉北	城南区	金山、堤丘
		博多区	堅粕、板付北、月隈、東光	早良区	原西、賀茂、有住、四箇田
		中央区	舞鶴、福浜	西区	壱岐東、姪北、城原、西陵
		南区	長住、高木、若久、東花畑、弥永		
	中	東区	城香、多々良中央	城南区	梅林、長尾
		博多区	東光、三筑	西区	西陵
		中央区	舞鶴		
		南区	臼佐		
難聴・言語	小	博多区	博多	西区	壱岐東
		中央区	福浜		

※通級指導教室の先生と通常の学級の先生が連携して支援を行います。

特別支援学級

障がいの状況に応じて、少人数学級においてきめ細かな指導を受けることができます。児童生徒の状況に応じて交流及び共同学習を行い、通常の学級の児童生徒と共に学習する機会もあります。

対象者 肢体不自由、知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱、難聴、弱視

特別支援学級一覧 ※下線は休級中です。【令和7年4月1日現在】

東 区	知的障がい	小	箱崎、香椎、名島、和白、城浜、若宮、西戸崎、舞松原、 奈多、美和台、松島、三苫、多々良、和白東、香椎下原、 馬出、青葉、香陵、香住丘、千早西、東箱崎、筈松、千早、 八田、香椎東、照葉、香椎浜、照葉北、志賀島、 照葉はばたき								
		中	箱崎、香椎第1、多々良、多々良中央、和白、志賀、和白丘、 松崎、香椎第3、箱崎清松、福岡、城香、香椎第2、青葉、 照葉								
	自閉症・情緒	小	香椎、千早西、筈松、若宮、城浜、 香椎下原、箱崎、東箱崎、舞松原、 三苫、照葉北、西戸崎、奈多、青葉、 香椎浜、馬出、香椎東、多々良、 八田、和白東、香陵、松島、 照葉はばたき、和白					中	香椎第2、多々良、 青葉、和白丘、 志賀、城香		
	肢体不自由	小	城浜	中	城香	難聴	小	箱崎	中	箱崎	
	病弱(院内)	小	照葉(こども病院)				中	照葉(こども病院)			
	弱 視	小	香椎下原、香住丘				中	香椎第3			
	博 多 区	知的障がい	小	博多、吉塚、月隈、那珂、住吉、三筑、東吉塚、東住吉、 板付北、弥生、春住、板付、東月隈、席田、那珂南、堅粕、 東光、千代							
中			住吉、東光、東住吉、三筑、那珂、席田、吉塚、板付、博多、 千代								
自閉症・情緒		小	堅粕、板付北、三筑、 春住、東住吉、吉塚、 那珂南、東吉塚、弥生、 千代、月隈				中	東住吉、三筑、 <u>博多</u>			
病弱(院内)		小	千代(九州大学病院)				中	千代(九州大学病院)			
難 聴		小	那珂			弱 視		中	<u>住吉</u>		

中央区	知的障がい	小	警固、草ヶ江、高宮、笹丘、舞鶴、春吉、当仁、小笹、赤坂、平尾、南当仁、福浜							
		中	舞鶴、友泉、平尾、当仁、警固							
	自閉症・情緒	小	南当仁（えがお館） 指定福祉施設対象児のみ 福浜、高宮、当仁、警固、 春吉、小笹、平尾、笹丘				中	当仁、友泉		
		肢体不自由	小	当仁	中	当仁	弱視	小	赤坂	
	難聴	小	草ヶ江							
南区	知的障がい	小	三宅、花畑、若久、長住、筑紫丘、西花畑、弥永、東花畑、 弥永西、柏原、横手、宮竹、老司、臼佐、野多目、玉川、鶴田、 長丘、西高宮、東若久、大楠、西長住、大池、塩原、高木							
		中	花畑、筑紫丘、臼佐、柏原、横手、高宮、宮竹、三宅、長丘、 老司、春吉、野間							
	自閉症・情緒	小	長住、花畑、長丘、若久、弥永西、塩原、 鶴田、野多目、東花畑、弥永、西高宮、 老司、玉川、臼佐、宮竹、筑紫丘、西花 畑、東若久、高木、大池、柏原、横手				中	花畑、長丘、 筑紫丘、春吉、 高宮、老司、 野間		
		肢体不自由	小	西長住				中	長丘	
	病弱（院内）	小	大楠（福岡赤十字病院） 野多目（国立九州がんセンター）			中	高宮（福岡赤十字病院） 三宅（国立九州がんセ ンター）			
城南区	知的障がい	小	長尾、堤、城南、南片江、鳥飼、七隈、田島、片江、別府、 金山、堤丘							
		中	城西、城南、梅林、長尾、片江							
	自閉症・情緒	小	田島、堤	中	梅林、城西	弱視	中	城西		
		病弱（院内）	小	南片江（福岡大学病院）			中	梅林（福岡大学病院）		
早良区	知的障がい	小	百道、田隈、原西、原北、脇山、内野、野芥、有住、田村、 有田、飯原、飯倉、小田部、原、百道浜、賀茂、入部、早良、 大原、四箇田、高取、室見、西新、飯倉中央							
		中	西福岡、早良、原北、百道、田隈、次郎丸、原、原中央、金武、 高取							
	自閉症・情緒	小	原、田隈、飯倉、大原、 西新、高取、百道浜、 有住、百道、四箇田、 有田、原西、原北、 入部、野芥、田村、 小田部、賀茂	中	西福岡、 早良、田隈、 次郎丸、 原中央		難聴	小	大原	

西区	知的障がい	小	姪浜、今宿、内浜、壱岐東、城原、玄洋、元岡、下山門、福重、姪北、石丸、周船寺、壱岐南、愛宕浜、西陵、今津、愛宕、金武、壱岐、北崎、西都、能古、西都北		
		中	姪浜、玄洋、下山門、元岡、内浜、壱岐、壱岐丘、西陵、北崎、能古		
	自閉症・情緒	小	姪北、福重、石丸、愛宕浜、西都北、元岡、壱岐、西都、金武、壱岐南、愛宕、城原、今津	中	壱岐、内浜、下山門、姪浜
	肢体不自由	小	下山門	中	下山門
	難聴	小	今宿		

特別支援学校について

一人ひとりの障がいの状態に応じて、専門性の高い教職員による少人数学級において、きめ細やかな指導を受けることができます。

対象者 肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、知的

特別支援学校一覧

【令和7年4月1日現在】

	区	学校名	種別	幼	小	中	高	高専	訪問教育	寄宿舎
市立	東区	東福岡特別支援学校	知的障がい		○	○	○		○	
		市立特別支援学校「城浜高等学園」	知的障がい				○			
	博多区	南福岡特別支援学校	肢体不自由		○	○	○		○	
		特別支援学校「博多高等学園」	知的障がい				○			
	中央区	福岡中央特別支援学校	知的障がい		○	○	○		○	
	南区	若久特別支援学校	知的障がい		○	○	○		○	
		屋形原特別支援学校	病弱		○	○			○	
			知的障がい		○	○	○		○	
		特別支援学校「清水高等学園」	知的障がい				○			
	西区	生の松原特別支援学校	知的障がい		○	○	○		○	
		今津特別支援学校	肢体不自由		○	○	○		○	

	区	学校名	種別	幼	小	中	高	高専	訪問教育	寄宿舎
県立	早良区	福岡聴覚特別支援学校	聴覚障がい	○	○	○				○
		福岡高等聴覚特別支援学校	聴覚障がい				○	○		○
	筑紫野市	福岡視覚特別支援学校	視覚障がい	○	○	○				○
		福岡高等視覚特別支援学校	視覚障がい				○	○		○
	糸島市	県立糸島特別支援学校	知的障がい 肢体不自由		○	○	○			

福岡市立特別支援学校では、ふくせき制度（※）を利用して居住地の学校と交流及び共同学習を行うことができます。

※ふくせき制度とは・・・特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域とのつながりを深めるため、居住する地域の小・中学校に副次的に籍を置き、交流することです。

訪問教育について

障がいの状態が重く、通学又は寄宿舎で生活して教育を受けることが困難な児童生徒は、特別支援学校で訪問教育を受けることができます。訪問教育は、特別支援学校から家庭、児童福祉施設、医療機関等に教員を派遣して指導を行う教育の形態です。（週2～3日各2時間程度）

このような支援もあります

肢体不自由高校生への奨学金

福岡県内に居住する肢体不自由児で、高等学校に在学する生徒に対して、年額35,000円の奨学金を交付する制度です。（対象とならない場合がありますので、詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。）

対 象 身体障害者手帳5級以上で肢体不自由な高等学校在学学生、および来春高等学校入学予定の生徒

申請に必要なもの ・「肢体不自由高校奨学生」採用願書

- ・学校長の「肢体不自由高校奨学生」推薦書
- ・市町村発行の所得証明書または源泉徴収票

（※いずれも世帯で収入がある者全員の申込時に取得できる最新のもの）

窓 口 （財団法人）福岡県肢体不自由児協会

電話：584-5723



青年期以降

学校を卒業した後の進路として、次のような、さまざまな選択肢があります。

- ・企業、事業所等に就労する
- ・福祉サービスを利用して施設に通う
- ・福祉サービスを利用して施設やグループホームに入所する

生活・就学・仕事を中心とした福祉サービスの紹介

サービス利用のためのポイント

- ✳ 特別支援学校等で行う体験学習などを通して、お子さんにどのようなサービスが合っているのかを確認しましょう。
- ✳ サービスを利用する場合は、受給者証の交付を受ける必要があります。

生活を中心としたサービス

✳ 生活介護

常時介護を必要とする方（障がい支援区分3以上）に、主に昼間、入浴や排せつなどの介護を行うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供します。

お菓子作りや手芸、農耕作業など、施設ごとにさまざまな活動があります。

✳ 自立訓練

自立した日常生活や社会生活が送れるように、一定期間、身体機能または生活能力向上のための訓練を行います。

就学を中心としたサービス

✳ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度の障がいを持つ大学等の学生が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、学校内の活動（排せつや食事等を含む）と大学等への移動について、ヘルパーが支援します。

仕事を中心としたサービス

✳ 就労移行支援

就労に向けて、必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。また、本人に合った職場を探し、就労後の定着のための支援を行います。

✳ 就労継続支援 A 型（雇用型）

特別支援学校などを卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった方に、雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

✳ 就労継続支援 B 型（非雇用型）

就労移行支援を利用した結果、福祉的な就労の場が適当と判断された方に、就労の機会や生産活動の場を提供します。

✳ 重度障がい者等就労支援事業

重度障がい者等が通勤や職場で食事、トイレなどの介助を受けられるように支援します。

✳ 就労選択支援（令和7年10月開始）

就労移行支援又は就労継続支援（A型・B型）の利用前などに、就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った支援を行います。

✳ 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用後、一般就労した際に、相談・指導・助言等の支援を行います。

就職をサポートする窓口

障がいのある方の企業などへの就職や職場定着を促進するため、本人、家族、企業及び就労支援施設などの関係機関からの相談に応じるとともに、障がい者の支援を行います。

対象者 15歳以上の障がいのある方、その家族、支援機関や関係機関、企業

窓 口 福岡市立障がい者就労支援センター

電話：711-0833 FAX：711-0834

ホームページ <https://fc-swc.org/shurou/>



交流の場所

インターネットや本だけでは、
わからないことがたくさんあります。
不安や悩みを共有できる、
福岡市内の交流の場を紹介します。



発達が気になるお子さん

発達が気になる未就学児のお子さんを
自由に遊ばせながら、保護者同士が
交流できる場所です。事前の予約が必要です。

	開催日時		問い合わせ先
チューリップくらぶ	毎月 第2・4木曜日 10:30～12:30 ※予約不要		東区地域保健福祉課 TEL:645-1088
はかたん	年5回 10:00～11:30		博多区地域保健福祉課 TEL:419-1100
もちもち	月1回 10:00～11:45		早良区地域保健福祉課 TEL:833-4363
子育てサロン 「のびのび」	年10回（未就園児対象） （4月と8月を除く月1回） 10:00～11:30		西区地域保健福祉課 TEL:895-7080

その他の交流

	対象・内容	場所
子育て交流サロン	乳幼児（0歳～おおむね6歳）とその保護者。 公民館などの身近な地域の会場で、子育て サポーターが見守る中、自由に過ごすこと ができます。	公民館など
子どもプラザ	乳幼児（0歳～おおむね6歳）とその保護者。 乳幼児の親子がいつでも利用できる常設の 遊び場です。他の親子と交流や、子育てに 関する相談ができます。また、区の子育て 交流サロンや育児サークルなどの自主グル ープ、育児に関する情報を提供します。	市内14か所
中央児童会館 「あいくる」	0歳～おおむね18歳未満の児童や保護者。 健全な遊具等を備えた子どもたち の自由な遊び場です。子育て家庭 への支援も行います。	中央区 今泉1丁目



■関係窓口一覧

東区役所	名 称		電話番号	メールアドレス
	福祉・介護保険課		645-1067	fukushi.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 保険係		645-1102	hokennenkin.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 国民年金係		645-1104	
	課税課 市民税係		645-1026	kazei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課		645-1068	kosodate.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課 家庭児童相談室		645-1072	
	東区箱崎2丁目54-1			
	健康課		645-1079	kenko.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
東区箱崎2丁目54-27				

博多区役所	名	称	電話番号	メールアドレス
	福祉・介護保険課		419-1079	fukushi.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課	保険係	419-1118	hokennenkin.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課	国民年金係	419-1120	
	課税課	市民税係	419-1027	kazei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
	健康課		419-1092	kenko.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課		419-1080	kosodate.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課	家庭児童相談室	419-1084	
	博多区博多駅前2丁目8-1			

中央区役所	名 称		電話番号	メールアドレス
	福祉・介護保険課		718-1100	fukushi.CWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 保険係		718-1124	hokennenkin.CWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 国民年金係		718-1126	
	課税課 市民税係		718-1038	kazei.CWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課		718-1101	kosodate.CWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課 家庭児童相談室		718-1104	
	中央区大名2丁目5-31			
	健康課		761-7339	kenko.CWO@city.fukuoka.lg.jp
中央区舞鶴2丁目5-1 あいれふ				

南区役所	名 称		電話番号	メールアドレス
	福祉・介護保険課		559-5121	fukushi.MWO@city.fukuoka.lg.jp
	健康課		559-5118	kenko.MWO@city.fukuoka.lg.jp
	南区塩原3丁目25-3			
	保険年金課 保険係		559-5152	hokennenkin.MWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 国民年金係		559-5155	
	課税課 市民税係		559-5041	kazei.MWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課		559-5123	kosodate.MWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課 家庭児童相談室		559-5124	
南区塩原3丁目25-1				

	名 称	電話番号	メールアドレス
城南区役所	福祉・介護保険課	833-4102	fukushi.JWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 保険係	833-4123	hokennenkin.JWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 国民年金係	833-4125	
	子育て支援課	833-4103	kosodate.JWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課 家庭児童相談室	833-4104	
	課税課 市民税係	833-4032	kazei.JWO@city.fukuoka.lg.jp
	城南区鳥飼6丁目1-1		
	健康課	831-4209	kenko.JWO@city.fukuoka.lg.jp
	城南区鳥飼5丁目2-25		

早良区役所	名 称		電話番号	メールアドレス
	福祉・介護保険課		833-4353	fukushi.SWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 保険係		833-4372	hokennenkin.SWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 国民年金係		833-4323	
	課税課 市民税係		833-4320	kazei.SWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課		833-4354	kosodate.SWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課 家庭児童相談室		833-4357	
	早良区百道2丁目1-1			
	健康課		851-6015	kenko.SWO@city.fukuoka.lg.jp
早良区百道1丁目18-18				
入部出張所	保険・福祉係		804-2014	irube.SWO@city.fukuoka.lg.jp
	早良区東入部2丁目14-8			

西区役所	名 称		電話番号	メールアドレス
	福祉・介護保険課		895-7064	fukushi.NWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 保険係		895-7090	hokennenkin.NWO@city.fukuoka.lg.jp
	保険年金課 国民年金係		895-7092	
	課税課 市民税係		895-7017	kazei.NWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課		895-7065	kosodate.NWO@city.fukuoka.lg.jp
	子育て支援課 家庭児童相談室		895-7069	
	西区内浜1丁目4-1			
	健康課		895-7074	kenko.NWO@city.fukuoka.lg.jp
西区内浜1丁目4-7				
西部出張所	保険係		806-9432	seibu.NWO@city.fukuoka.lg.jp
	給付係		806-9433	
	西区西都2丁目1-1			

■市営駐車場等及び市庁舎駐車場の窓口

名称	所在地	電話
市営千早駅前駐車場	東区千早4-25	674-3981 (問合せ 9:00～22:30 ※休館日除く)
築港駐車場	博多区築港本町14-2	291-0244 (問合せ 7:00～24:00)
川端地下駐車場	博多区上川端町3-1 地下3F	263-1400
市庁舎駐車場	中央区天神1-8-1 市役所地下	711-4173 (平日 8:45～18:00) 上記以外 733-5572
天神中央公園駐車場	中央区天神1-1	474-8090 (問合せ 8:00～16:00)
大橋駐車場	南区大橋2-16	561-0516 (問合せ 9:00～15:00)

memo

